利用者情報ワーキンググループ第２次報告書（案）に対する意見募集結果の概要

資料12-1

■意見募集期間：令和８年８月20日～同年９月18日
■意見提出数：24件（者）　※意見提出総数は99件

受付番号	意見提出者
14	日本シーサート協議会法制度研究ワーキンググループ
16	インターネット接続サービス安全・安心マーク推進協議会
19	一般社団法人新経済連盟
21	KDDI株式会社
22	一般社団法人MyDataJapan
24	Association for Competitive Technology　Competitive Technology
	個人（18件）

■主な意見

★は報告書及び手引きの修正を行った意見

（報告書本体）

✓ 外部送信規律遵守のための「手引き」の策定には賛成（複数意見）
✓ Cookieの代替措置について、列挙された技術は必ずしもCookieを代替するものではない。また、メールアドレス、電話番号を基礎として識別子を広告配信に用いる手法にも触れるべきである ⇒原案の内容を補足修正 ★
✓ ベストプラクティスである同意取得またはオプトアウトの措置について、義務的なものではない旨を明記するべき（複数意見）
⇒法令遵守事項とは別の推奨措置である旨を本文で説明済み
✓ 外部送信ツールを提供するサードパーティ事業者について、連携の対象ではなく、ベストプラクティスの名宛人と位置づけるべき。
⇒ ツール提供者への法令遵守のための情報提供について、「期待される」→「望ましい」へ修正 ★
✓ 今後の課題にある「外部送信規律の見直し」や「技術革新を踏まえた検討」については、手引きの周知・徹底、法令遵守状況の定期調査、新技術の正確な実態把握等により十分な検証を行った上で、検討されるべき。

（ウェブサイト等における利用者情報の外部送信に係る法令遵守事項及び望ましい事項（手引き））

✓ 文書表現に関する修正意見（新経連から多数あり ※読みやすさの点からのご意見）⇒反映 ★
✓ ベストプラクティスである同意取得またはオプトアウトの措置は、義務的なものではない旨を明記するべき（複数意見）
✓ 主要な外部送信ツールについては、外部送信規律で説明が求められている情報を総務省で取りまとめて公表するべき
⇒商用目的で利用しているツールについて、法令遵守のために行政が情報提供することは適切でない。
✓ 外部送信規律の適用外のウェブサイトに対して「実施すべき事項」を提示するのは不適切　⇒「望ましい対応」に修正 ★